

岩手県告示第119号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成26年2月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

介護老人保健施設

名 称		所在地	変更年月日
変更前	変更後		
老人保健施設カルモナ	介護老人保健施設カルモナ	岩手郡滝沢村滝沢字高屋敷平11番地39	平成12年8月1日
老人保健施設ホスピー滝沢	介護老人保健施設ホスピー滝沢	岩手郡滝沢村鶴飼字狐洞1番地139	平成19年4月1日